

熱田鯨城会会則

(令和8年4月10日現在)

第1章 総則

第1条 この会は熱田鯨城会（以下本会という）と称す。

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

第3条 本会の会員は、名古屋市鯨城学園（以下「学園」という）の卒業生で、名古屋市熱田区に在住し、第13条に定める年会費を納入した者をもって構成する。

第2項 本会の会員は、各区の卒業生で構成する会（以下「区会」という）で構成する「名古屋市高年大学鯨城会」（以下「鯨城会」という）の会員ともなる。

第3項 前第1項の定めにかかわらず、転居等で熱田区民でなくなった者等であっても、入会の希望があれば、役員会に諮り、これを認めることができる。この場合、当該会員についての第11条に定める伝達等、地域幹事の担う任務は、総務委員長が行う。

第2章 目的

第4条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、鯨城会会則の精神を汲み、学園で学んだ事を地域に還元することを目的とする。

第3章 事業

第5条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 会員の親睦と健康保持のための企画と実施
- 2) 社会奉仕活動
- 3) 各種同好会活動の推進
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 総会及び定例役員会並びに臨時役員会

- 第6条
- 1) 総会は毎年4月に開催し、当日の出席会員をもって成立する。総会で決すべき事項は、出席者の過半数をもって議決する。会長が臨時総会の必要を認めた場合は、これを召集することができる。
 - 2) 定例役員会は2ヶ月に1回開催する。但し臨時に開催するも、これを妨げない。
 - 3) 役員会は第7条に定める各種担当職総てで構成する。
 - 4) 臨時役員会は会長が必要と認めた場合、これを開催することができる。
 - 5) 本会の会期は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
 - 6) 非常時の時は、総会及び定例役員会を中止することが出来る。その時は議題を書面にて報告し承認を得たものとする

第5章 役員

第7条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員をおく。

- 1) 会長1名（鯨城会代議員を兼務）、副会長若干名、会計2名、総務2名、広報2名、ボランティア2名、監査1名、相談役1名、鯨城会幹事1名、地域幹事若干名。但し、必要に応じて変更することができる。
- 2) 会長の任期は原則1年とし、その他の役員は再任を妨げない。鯨城会幹事の任期は2年とする。
- 3) 本会の運営を推進するため、会長・副会長及び総務で構成する総務委員会を開催する。副会長1名は総務委員長を兼ねる。

第8条 役員を選出は以下の各項による。

- 1) 会長は会員から適任者を選出する。
- 2) 副会長・会計・総務・広報・ボランティア・鯨城会幹事はそれぞれ会長の推薦とする。（原則として会長選出期会員及び以降の会員を主体とするが期にとらわれず再選も妨げない）
- 3) 監査・相談役は会長推薦とする。

第6章 役員の仕事

第9条 1) 会長は会を代表し会務を統括する。

2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。

3) 会計は会の会計を統括する。

4) 総務は会議及び行事の記録等をすると共に学園への補助金申請書の作成、その他各種事業に必要な書面の作成を行う。

- 5) 広報は「花しょうぶ」の企画、発行及び鯉城会よりの「鯉城かわら版」受取業務。
- 6) ボランティア担当は本会並びに鯉城会の主催する社会奉仕活動と要員の確保に当たる。
- 7) 監査は会計を監査する。
- 8) 相談役は会長の相談に応ずる。

第7章 地域幹事の選出と任務

第10条 地域幹事の選出は学区を主体とするが、会員数の多い場合（10名を目安とする）又は地理的（鉄道・河川・幹線道路等）により学区に拘らず分けることができる。各地区の話し合いにより地域幹事を選出する。

第11条 地域幹事は役員会で決定した事項を担当地域の会員に伝達する。

第8章 会計

第12条 本会の会計は年会費及び寄付金等により運営する。

第13条 本会の会費は年会費 2,000 円（うち当該年度の会員数に鯉城会から提示された金額を乗じた金額を会費として鯉城会へ納入する）とする。夫婦会員、及び同居の兄弟・姉妹会員は、1名の年会費を 1,000 円とする。又必要に応じて変更することができる。但し会費の返還は認めない。

第14条 本会の会費は1年に1回その年の年度初めに、これを徴収する。その他研修会及び必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第16条 本会の会計報告は毎年定期総会において、これを報告するものとする。

第9章 その他

第17条 本会の会員に関する個人情報、本会の運営以外に使用しない等、その取扱いに留意する。

第18条 本会の会則は役員会及び総会において、これを変更することができる。

第19条 本会の会員に不幸がある時は、できるだけ多くの会員が参列するものとする。

第20条 本会の会員に万一事故有る時は、最寄りの会員より会長その他の役員に知らせるものとする。

第21条 本会則に定めのない事項は、役員会で決定する。

第22条 附 則

1. 本会則は平成元年9月1日より施行する。
2. 本会則は平成11年、14年、19年、21年、22年、23年、24年総会又は定例役員会の決議により一部改正し、同年より施行する。
3. 本会則は2020年4月10日総会の決議により一部改正し、2020年4月10日より施行する。
4. 本会則は令和7年4月11日総会決議により一部改正し、同日より施行する。
5. 本会則は令和8年4月10日総会決議により一部改正し、同日より施行する。

【組織図】

